

第18回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和

5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 報告第47号 非農地証明の結果報告について

第 6 報告第48号 現況地目の認定申請について

第 7 報告第49号 農地転用許可制限の例外に係る届出について

第 8 議 第 76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 9 議 第 77号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 10 議 第 78号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

第 11 議 第 79号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の進捗の状況その他事務
の実施状況の公表について

5. 農業委員会事務局職員

農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 田口実加子、主事 高橋秀仁

産業振興課 主事 小林駿太

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第18回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席6番、勝見和彦委員、議席7番、竹田総一委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第46号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第46号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年7月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。

(以下、議案書を読み上げる)以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第47号、非農地証明の結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

2ページをお開きください。報告第47号非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。

3ページをお開きください。願人●●、土地は大字洲島字新町三2134-2、田、476㎡です。非農地となった時期及び事由は、願人が所有者になる前の平成10年頃から隣接する神社の枯れ枝や枯葉などの捨場として利用されていた細長い形状の土地であり、農地としての利用はなかったということです。今の所有者が平成24年に農地を買い取り、同様に利用されていました。今後は神社に寄贈すべく準備をしていたとのこと。現況は原野となります。令和6年7月17日に竹田委員、市川委員、事務局で現地を確認し、申請等に相違ないことを確認しています。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第48号、現況地目の認定申請について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

4ページをお開きください。報告第48号現況地目の認定申請について、申請件数は4件です。

5ページをご覧ください。申請者は●●、大字尾長島字大塚在家5620-2、台帳地目は田、面積 69 m²です。以下3件も現況地目は田ですが、今回は地目の変更で畑となります。この土地については令和3年に土地の分筆があり記載された4筆が分筆された後は田としての利用が無いとのことで7月17日に竹田委員、市川委員、事務局で現地を確認しました。周りに手彫りの土側溝があるものの湛水の機能がなく、田として利用されていないと認定したところです。

申請者についてはこの認定通知を以て地目の変更を行ってもらうこととなります。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、報告第49号、農地転用許可制限の例外に係る届出について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

6ページをお開きください。報告第49号農地転用許可制限の例外に係る届出について、申請件数は1件です。7ページをお開きください。申請者は●●、大字下小松字雁境下1723-1、田 6,307 m²のうち 115 m²です。用途は農機具格納庫。なるべく自宅そばの土地に建設するもので、面積も必要最小限に抑えたものになります。(3)目的に係る施設の概要は、農機具格納庫1棟 70.1 m²、雪捨場や通路等で 44.9 m²、合計 115 m²となります。農地転用の許可制限例外については 200 m²以下については通常の転用許可に関わらず届出のみで済むという制度がございますので、確認願出書となります。別添資料No.1により補足いたします。補足資料の1ページは申請地です。2ページは字切図で、かなり広い土地であることがわかります。3ページ目赤い部分を農機具格納庫として転用するものです。4ページは建物の外形図ですのでご覧ください。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第8、議第76号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

8ページをご覧ください。議第76号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請あったので委員会の可否を求める。令和6年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。申

請件数は4件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字下小松字諏訪ノー3927-2、畑(田)1,851 m²、計田 2 筆 2,048 m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字下小松字中野3127、田 3,349 m²、破産、経営規模拡大です。

3番●●、●●、大字玉庭字中里2310-1、田 10,001 m²、計田7筆 19,994 m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。

4番●●、●●、大字洲島字新町三2142-4、田 134 m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上今回の申請について、譲受人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番、高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、7月18日に推進委員嶋貫委員と私が現地を調査しました。今回の申請は、経営規模縮小と経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a対価●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席6番、勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号2番について、7月15日に、推進委員江口委員と私が現地調査をしました。今回の申請は、破産、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、総額●●円は妥当と判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号3番の件について、議席8番、市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号3番について、7月21日に推進委員新野委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて総額●●円は妥当と判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号4番の件について、本職より報告いたします。

委員 新野 勝廣

番号4番について、7月12日に推進委員小沼委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、総額●●円は妥当と判断します。よろしくお願ひします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定します。

日程第9、議第77号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

10ページをご覧ください。議第77号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年7月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字玉庭字桐ノ木沢東一4098-24、田 711 m²、計田 4 筆 2,130 m²、畑 1 筆 4,431 m²、貸し直し、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字大舟字舟ヶ崎2589-1、田 2,981 m²、計田 5 筆 4,892 m²、貸し直し、借り直しです。

以上の申請について賃借人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について、議席8番、市川博幸委員より報告願ひます。

委員 市川 博幸

番号1番について、7月21日に新野推進委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、総額●●円は妥当だと判断しますので、よろしくお願いします。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席1番、竹田浩徳委員より報告します。

委員 竹田 浩徳

番号2番について、7月21日、後藤推進員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定します。

日程第10、議第78号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

11ページをお開きください。議第78号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を求める。令和6年7月25日提出、川西町農業委員会会長名です。

以降は担当課より説明いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

続きまして、川西町農業委員会会議規則第15条の決定により、担当課から資料の説明をお願いいたします。

川西町産業振興課 主事 小林 駿太

産業振興課の小林と申します。私のほうから今回の変更内容の説明をさせていただきます。12ページをお開きください。今回の変更は、駐車場の整備及びメディカルタウン整備に係る住宅地の

造成等による除外等の申請であり、事業の緊急性を踏まえた事業計画であることから、土地利用計画の変更を行うものです。今除外予想面積は 26,021 m²です。種目別の内訳は田 23,579 m²、畑 2,340 m²、原野 102 m²となっています。変更内容の詳細については補足資料で説明いたします。資料No.2農振変更補足資料をご覧ください。次のページ、内容については4件の除外案件です。

(以下、農用地利用計画変更一覧の詳細を読み上げ、補足説明)

番号1、事由は駐車場の整備です。奥田製作所では製品の出荷時に大型トラックが多い時でいちどに10台集まる時があり、駐車場が足りなくなり県道に駐車していたということで交通に支障を来している状況です。この度その課題の解決を図るため工場に隣接する駐車場を整備するものです。

番号2、事由は農振法第10条第3項(農用地区域に含める土地)に非該当、となるため除外するものです。当該の土地は種目が田であるものの面積も小さく、形も歪な土地であり三方を宅地等で囲まれていることもあり作業効率が悪く耕作していない状況が続いており一部木が繁っている状況です。周囲及び当該土地の状況を踏まえたと今後農地として利用するのは困難であると考えられることから、除外するものです。

番号3、事由はメディカルタウン南側住宅区域定住促進宅地の整備に係る案件でありまして、詳細は協議会にて説明がありましたので割愛させていただきます。

番号4、事由は番号2と同じく、農振法第10条第3項(農用地区域に含める土地)に定める土地10ha以上の集団的に存在する土地に非該当となるため除外するものです。虚空蔵山の山頂付近の斜面にある土地で南西側は山林に隣接しております。農業用施設もないことから桜が植樹されています。このため周辺農地とは異なる土地利用となっています。そのような土地の状況を踏まえまして今後農地として利用することが困難であると考えられることから、除外するものです。以上です。よろしく申し上げます。

議長 新野 勝廣

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については、同意の意見を付して川西町長に送付することに決定します。

ここで産業振興課小林主事は退席いたします。ありがとうございました。

日程第11、議第79号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

15ページをお開きください。議79号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け

3経営第2584号経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号経営局農地政策課長通知)に基づく令和5年度の点検・評価結果等を作成したので審議を求める、令和6年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。

16ページをお開きください。1番農業委員会の状況ということで令和5年4月1日現在の農業委員会の体制、もしくは概要を数値で記載しております。

17ページをお開きください。2番の最適化活動の実施状況でございますが、最初に農地の集積についてです。令和5年度の実績③に記載ございますが、新規集積面積が109haです。年度末の集積率が71%ということになりました。令和5年度の目標集積率が72.8%としておりましたので達成状況は97.5%になります。次に(2)遊休農地の発生防止・解消です。現状として1号遊休農地面積0.3haある状況です。目標として令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積1.5haに対して0.3haを解消する目標でした。

18ページをお開きください。③実績ですが、令和5年度の緑区分の遊休農地の解消実施面積0.1haでございましたので、目標に対する達成状況は33.3%でございました。④その他については令和5年度の農地パトロール利用状況調査の結果を記載しておりますのでご覧ください。(3)新規参入の促進ですが、②の目標について、新規参入者への貸付け等の農地所有者の同意を得た面積を14haとしておりました。

19ページをお開きください。③実績は、同意を得た農地の面積が41haで目標に対する達成状況は292.8%になります。参考として、参入経営体数が2、取得面積41haでした。2番の最適化活動の活動目標ですが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標を一人当たり月10日とさせていただいておりました。実績として、ここには記載していませんが平均で6.5日という結果になっております。(2)活動強化月間の設定、③実績は8月10月12月の3回になります。8月と12月が農地の集積・集約に係る取り組み、10月が遊休農地解消に係る取り組みでございます。

20ページをお開きください。(3)新規参入相談会への参加は、1回を目標にしておりましたが実績は0となります。全体を通して、目標に対して期待を上回る結果を得られた結果となりました。

21ページをご覧ください。こちらは総会部会の開催状況、また農地法第3条に基づく許可事務の件数を記載しておりますのでご覧いただければと思います。以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について原案のとおり決定します。

これをもちまして、第18回、川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年7月25日

| | | |
|------------|----|-------|
| 川西町農業委員会議長 | 会長 | 新野 勝廣 |
| 議事録署名委員 | 6番 | 勝見 和彦 |
| 議事録署名委員 | 7番 | 竹田 穂一 |

濟 州 縣 志